

研修会規約改訂について

平素より研修会会員におかれましては、会の運営にご理解ご協力を頂き、誠に有難う御座います。

さてこの度、役員会において研修会運営をより円滑に行う為、令和7年度11月より現行規約の一部を見直し、下記の様に改訂になりましたのでご案内申し上げます。

《改訂内容》

- 令和7年11月30日開催分より1,100円を競技参加料として徴収させていただきます。
 - 令和8年1月より年会費3,000円を入会金として徴収させていただきます。
 - 入会金は中途入会の場合も同一金額となります。
 - 入会金の一部は年度後半開催分の褒賞代に加算して還元致します、但しJGA主催の決勝大会出場者等へ支援金としても運用致します。
 - 褒賞は従来通り3名～4名に1賞とし、北山CC発行のチェックインカードにポイントとして付与致します。
 - 本年度11月以降の年会費納入者におかれましては納入月までの残額を入会金3,000円より差引致します。
- 今後ともより良い研修会となるよう、引き続きご理解とご協力の程宜しくお願い申し上げます。